

諮問日：平成30年12月28日（平成30年度（最情）諮問第76号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第32号）

件名：下級裁判所における裁判日程の情報開示に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「各下級裁判所における，裁判日程の情報開示に関する文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年11月28日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が東京地方裁判所に対して同種の開示の申出をしたところ，個人情報保護法の施行に伴う情報開示の在り方，運用に関する文書が開示された。最高裁判所においても，同法の施行に際し，何ら通知がされていないというのは不自然だと思われる。

また，苦情申出人が各地の裁判所に確認したところ，当日以外の開廷情報について回答した庁と回答を拒否した庁があったが，後者については，最高裁判所の通知文書の存在を認知していないものと思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判日程の情報開示については，最高裁判所において統一的な運用を定めて

いるものではなく、各庁の運用に委ねられているから、本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| ① | 平成30年12月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年5月24日 | 審議 |
| ④ | 同年6月18日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月21日 | 審議 |
| ⑥ | 同年7月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判日程の情報開示については各下級裁判所の運用に委ねられていることから、最高裁判所において、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとのことであり、裁判日程の情報開示に関して統一的な運用が必要であるとも考えにくいことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、①東京地方裁判所に対して同種の開示の申出をしたところ、個人情報保護法の施行に伴う情報開示の在り方、運用に関する文書が開示されたから、最高裁判所においても、同法の施行に際し、何ら通知がされていないというのは不自然だと思われる、②苦情申出人が各地の裁判所に確認したところ、当日以外の開廷情報について回答した庁と回答を拒否した庁があり、後者については最高裁判所の通知文書の存在を認知していないものと思われる旨を主張する。しかし、上記①の主張については、苦情申出人の指摘する東京地方裁判所が開示した文書は、同裁判所における運用に関するものであると推察され、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせるものではない。また、上記②の主張については、各庁の開廷情報の取扱いに差

異があることは、むしろ、裁判日程の情報開示については各下級裁判所の運用に委ねられているという最高裁判所事務総長の上記説明の内容を裏付けるものであるといえる。したがって、苦情申出人の主張はいずれも採用できない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人